

まずは ハラスメントを知ろう

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、意図しているかどうかに関わらず、相手を不快にさせる性的な言動により、相手に精神的・肉体的な苦痛や不快感を与えることをいいます。

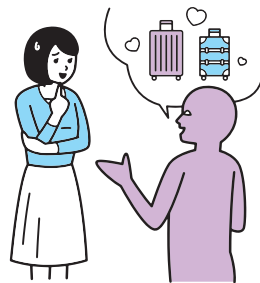
セクシュアル・ハラスメントは男性から女性に行われるだけではありません。双方の性別に関わらず様々な形態があります。

例え… /

教育・研究および職務上、その他の優位的立場を背景に、利益・不利益を条件として、はっきりとまたはほのめかしながら、相手方に性的な要求・誘いかけをすること

例

- 教員が学会参加等を理由に学生に対し二人での宿泊の伴う旅行を強要する。
- 正規職員が人事権を持っていることをほのめかしながら、非正規職員に性的な関係を求める。



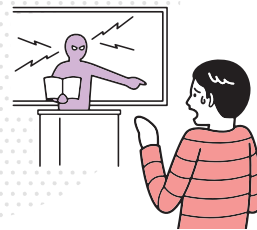
明治学院大学では、「ハラスメント」を、大きく以下の3つに分けて定めています。また、これに準ずる行為や複数のハラスメントが複合した行為も含まれます。

例え… /

不適切な言動等による指導を行うこと

例

- 教員がゼミの指導で、「お前はばかか」「あなたはだめだ」と繰り返し発言したり、長時間にわたって叱責をする。
- 授業を盛り上げるために、教員が特定の学生の性格や動作を面白おかしく表現する。



2 アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場で、優位的立場にある者が、適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、学修・研究環境を悪化させたり、相手に対し、精神的・肉体的な苦痛を与えることをいいます。

3 パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、職場で優位的立場にある者が適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、相手に精神的・肉体的な苦痛を与え、または就労環境を悪化させることをいいます。

例え… /

明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事等の妨害など

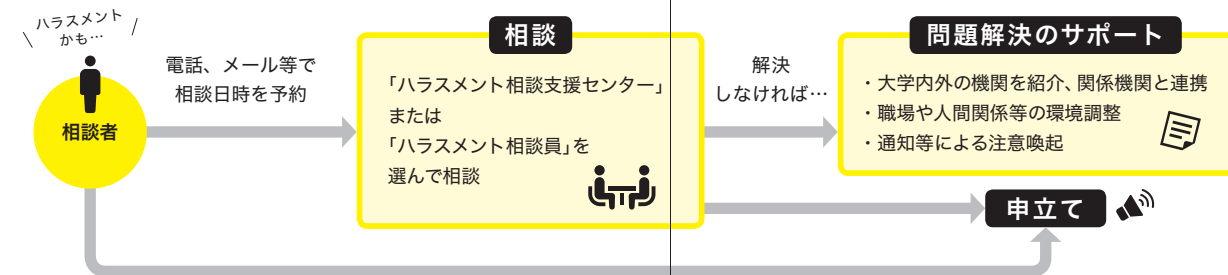
過大な要求を行うこと

例

- 休日出勤しても終わらない量の業務を強要する。



ハラスメントを相談したいときは…

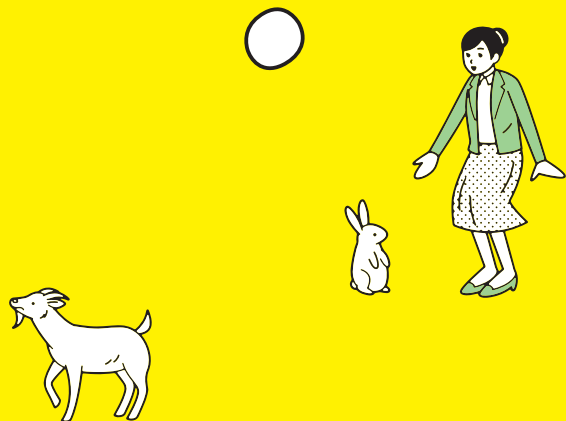


あなたは
大丈夫…?

ハラスメント チェックリスト

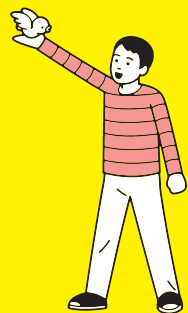
チェックがついたら、あなたの言動を振り返ってみましょう。

- ねぎらいや励ますために学生や部下の肩や頭(からだ)に触れたことがある。
- 授業や酒の席で、場を盛り上げるために性的な話題をしたことがある。
- 学生と二人きりで、飲食の場で指導をしたことがある。
- 学生や部下に対して大きな声で指導したり、能力や人格を否定する言葉を使ったことがある。
- 学生や部下に対して本人のためと考え、必要な指導を行わなかったことがある。
- 遂行が困難な課題や業務を学生や部下に指示したことがある。
- 学生や部下にメールやSNSで毎日のように指導・指示を行ったことがある。
- 特定の学生や部下にだけ、繰り返し厳しく指導したことがある。



人は、ひとりひとり考え方や感じ方が異なります。
相手が不快な思いをしていないか
想像していただくこと、不快であると意思表示されたら
誠実に対応すること——
それが安心な環境につながります。

明治学院大学では、学生および教職員のみなさんと、
ハラスメントのないキャンパスを作り、
その維持に努めます。



ガイドラインを
大学Webサイトに
掲載しています

掲載サイトは
こちらから



相談窓口

●ハラスメント相談支援センター

白金キャンパスと横浜キャンパスに1箇所ずつ
設置しています。専門相談員が対応します。

【白金キャンパス】本館9階
TEL 03-5421-5212
Email jinkens@mguad.meijigakuin.ac.jp
10:00～17:00 (月・水・金に開室)

【横浜キャンパス】1号館1階
TEL 045-863-2218
Email jinken@mguad.meijigakuin.ac.jp
10:00～17:00 (月・火・金に開室)

●ハラスメント相談員

ハラスメント人権委員会の委員が兼務しています。
相談員は、大学ウェブサイト等に掲載しています。

明治学院大学

ハラスメント かな…

と、思ったときに

明治学院大学
ハラスメント防止および解決のための
ガイドライン

GUIDELINES FOR HARASSMENT PREVENTION
AND RESOLUTION
MEIJI GAKUIN UNIVERSITY



気がつかずに
相手を傷つけていたこと、
傷ついたと言葉にできず
つらい思いをしたことが
ありませんか？

